

# 業 務 仕 様 書

## 1 件名

令和6年度中国における RED を活用したプロモーション委託業務

## 2 委託者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 業務目的

中国からの訪日旅行の本格的回復を見据え、上海市等の都市部個人旅行者(FIT)、特に20~30代女性に対して、口コミ型 SNS である RED (小紅書) を活用して、集中的に愛媛県の観光情報等のプロモーションを実施することにより、本県の認知度向上及び誘客に繋げる。

## 5 業務の内容

### (1) KOL 活用した認知度向上プロモーション

- ・中国で影響力がある KOL (強い影響力と専門性を有する中国版インフルエンサー) を1名以上招請し、県内各地の観光スポット、グルメ等本県の観光コンテンツを効果的に訴求することができるファムツアーを1回以上実施すること。
- ・ファムツアーの行程については、中国 SNS のトレンドを考慮のうえ、本協議会と協議して決定すること。
- ・KOL の選定にあたっては、中国市場の旅行傾向及びトレンドを考慮の上、過去に RED 上で訪日旅行に関する観光または攻略動画の情報発信を行い、高いインプレッション数やエンゲージメント数を獲得した実績があり、本事業のターゲット層に合った者を起用すること。
- ・中国 SNS の複数媒体で情報発信を行っており、RED のフォロワーが40万人以上で、複数媒体の合計フォロワー数が150万人以上の者を起用すること。
- ・RED での情報発信はもちろんその他複数媒体での情報発信を行うこと。
- ・成果指標をインプレッション数とエンゲージメント数、愛媛県観光記事増加数 (KOL の記事投稿により増加した記事数を計上) で設定すること。

### (2) KOC を活用した愛媛県観光記事の信頼度向上プロモーション

- ・RED 内で訪日旅行に関する情報発信を行っている中国人 KOC (中国 SNS において一般消費者の立場から情報発信する者) を40名以上起用し、愛媛県内の観光に関する記事を投稿させ、RED 内における愛媛県観光記事の増加を通して、愛媛県観光に関する記事の信頼度を向上させること。
- ・KOC が訪れる各スポット候補は、中国 SNS のトレンドを考慮のうえ、本協議会と協議して決定すること。
- ・RED のフォロワー数が1,000~30,000人の KOC を起用すること。
- ・各投稿記事の内容について効果検証を行い、愛媛県が今後中国市場向けにプロモーションすべき観光スポットやテーマ等の分析結果を掲示するこ

と。

- ・成果指標をインプレッション数とエンゲージメント数、愛媛県観光記事増加数（KOC 本人の投稿記事数だけでなく、KOC の記事投稿により増加した記事数も計上すること）で設定すること。

### **（3）愛媛県公式アカウントを活用したプロモーション**

- ・RED 愛媛県公式アカウントにて、4 回以上/月 記事投稿を行い、本アカウントのフォロワー数増加及び本県への誘客を促進すること。
- ・投稿記事の内容は、中国国内のトレンドを踏まえたものとし、適宜本県にて行われるキャンペーンやプロモーションと連動させること。また、投稿記事内容のイメージや方向性は随時本協議会と協議すること。
- ・記事投稿の前には、事前に複数の記事をまとめて（例えば毎月 4 回記事を投稿する場合であれば、記事投稿の前月にこの 4 投稿をまとめて）本協議会に投稿案を掲示のうえ、記事投稿の承認を得ること。
- ・上記（1）、（2）のプロモーションと連携し、RED 内での認知度及び信頼度を向上させる方法を提案すること。
- ・記事投稿に用いる静止画及び動画素材については、必要に応じて受託業者自身で撮影を実施し準備すること。
- ・各投稿の定量数値及び定性的な分析を適切な頻度（少なくとも四半期ごとに 1 回）で報告書に整理し、レポートングを実施すること。
- ・成果指標として RED 愛媛県公式アカウントのフォロワー増加数を設定すること。

### **（4）その他**

本仕様に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い提案があれば予算額の範囲内で提案すること。

### **（5）留意事項**

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・感染症や天災、その他経済情勢の激変等により、本業務の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、協議会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする（ただし、契約限度額内とする）。
- ・委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。

### **（6）その他**

- ・本仕様書に規定するところにより、受託者が協議会に引き渡すべき成果品は、協議会の所有とする。

- ・協議会は成果品を公表することができる。この協議会の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- ・業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。委託者又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を企画書に明記の上、事前に書面にて報告し、協議会が承諾した場合は、この限りではない。
- ・委託業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、成果品及び証拠書類を添えて定められた期日までに提出すること。
- ・本業務に係る経理については、他の業務と明確に区別するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- ・本仕様に記載のない事項については、その都度、協議会と受託者が協議して決定すること。

## 6 成果品

### (1) 提出物

- ・実績報告書（A 4判） 紙媒体および電子媒体各 1 部
- ・その他、本業務実施により完成したもの

### (2) 提出場所

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課

末廣、橋本

E-mail : hashimoto-tomoaki@pref. ehime. lg. jp

### (3) 提出期限

令和 7 年 3 月 31 日

## 7 総括責任者および体制

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。併せて中国現地のトレンドや情報発信規制などをタイムリーに把握できる体制を構築すること。